

かわさき労働情報

Kawasaki Labor Information

2024

10

No.2166

特集

令和6年度

「全国労働衛生週間」が実施されます

川崎市からのお知らせ【P.4～】

今月のトピックス【P.5～】

- 「ろうきょうオンラインセミナー」（全6回）を開催します
- 10月は「年次有給休暇取得促進月間」です！
- 障害者のテレワーク雇用を推進する企業向け相談窓口を開設しました

主要労働経済指標【P.10】

労働相談Q & A【P.11】



労働情報を
ウェブで見えるには？

川崎市ホームページ

かわさき労働情報

検索



KAWASAKI CITY

令和6年度「全国労働衛生週間」が実施されます

主唱者：厚生労働省、中央労働災害防止協会

本週間：令和6年10月1日～10月7日（準備期間：9月1日～9月30日）

全国労働衛生週間スローガン
推してます
みんな笑顔の 健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～9月30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう。

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組

全国労働衛生週間（10月1日～10月7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚及びスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



都道府県労働局・労働基準監督署

労働衛生に関する取組には、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

■産業保健総合支援センター（さんぽセンター）
<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



※地産保については、上のURLにある各都道府県さんぽセンターホームページからご確認ください。

■団体経由産業保健活動推進助成金
<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」
<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取組事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

■治療と仕事の両立支援ナビ
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



化学物質管理

職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」では、化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

■職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」
<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



転倒・腰痛予防対策

転倒・腰痛予防対策の参考資料を紹介しています。

■「いきいき健康体操」（監修：松平 浩）※動画
<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>



■腰痛を防ぐ職場の好事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001087637.pdf>



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」※に加盟し安全衛生の取組を社内外にPRしましょう！



※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体にコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取組の共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

■SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら
 （サイト内から加盟申請もできます。）
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取組を進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

■働き方の現状が把握できる「自己診断」等（働き方・休み方改善ポータルサイト）
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



■各種助成金や無料相談窓口の紹介等（働き方改革特設サイト）
<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top>



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

■職場における熱中症予防情報
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



■職場における受動喫煙防止対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



■労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html



令和6年度川崎市労働災害防止研究集会を開催します

川崎市では市内の事業所から労働災害をなくすことを目指し、毎年労働災害防止研究集会を開催しています。専門家による講演のほか、他社の労災防止・安全衛生についての取組を知ることのできる貴重な機会です。関係団体の皆さまにご協力いただき、今年で第60回を迎えます。ご興味のある方はぜひご参加ください。

- 日 時** 令和6年10月24日（木） 15時～17時頃
会 場 川崎市産業振興会館 1階ホール（川崎市幸区堀川町66-20）
内 容 1. 開会あいさつ
 2. 講演会
 3. 事例発表
 4. 表彰式
主 催 川崎市

昨年度の様子



【問合せ】 川崎市 経済労働局 労働雇用部 電話 044-200-2271 FAX 044-200-3598

秘密厳守
相談無料

労働相談・セミナー等のお知らせ

●夜間労働相談 <事前予約制>

日中の相談が困難な方のために、夜間も相談に応じます。電話にてご予約ください。

- 日 時** 令和6年10月17日（木） 17時～19時30分（1人45分以内）
 原則、毎月第3木曜日（平日のみ）
会 場 かながわ労働センター川崎支所

●弁護士労働相談 <事前予約制>

解雇、賃金不払い、長時間労働、セクハラ・パワハラ、損害賠償等の労働問題に関連する高度な法律問題について、専門の弁護士が相談に応じます。電話にてご予約ください。

- 日 時** 令和6年10月22日（火） 13時30分～16時30分（1人40分以内）
 原則、毎月第4火曜日（平日のみ）
会 場 かながわ労働センター川崎支所

●街頭労働相談 <予約不要>

賃金未払い、労働条件、退職や解雇、パートや派遣労働のトラブル、職場のいじめ・パワハラに関するさまざまな労働問題等について、職員が相談に応じます。

JR武蔵溝ノ口駅南北自由通路

- 日 時** 令和6年10月11日（金） 11時～17時

多摩区役所 1階アトリウム

- 日 時** 令和6年10月23日（水） 11時～17時

【主催（上の労働相談すべて）】 神奈川県／川崎市

【予約・問合せ】 かながわ労働センター川崎支所 電話 044-833-3141
 （平日8時30分～17時15分 ※12時～13時除く）



【参加企業募集】人材確保のためのマッチングイベントのご案内

川崎市合同企業就職説明会

日時 令和6年12月19日(木) 13時15分～15時(予定)
場所 てくのかわさき(川崎市生活文化会館)2階 てくのホール(川崎市高津区溝口1-6-10)
定員 10社 ※申込多数の場合は業種等を勘案の上、決定
申込期間 10月中旬頃～11月中旬頃(予定)
参加対象者 新卒からシニアまで



【申込方法】キャリアサポートかわさきウェブサイト上に申込フォームを作成予定。申込期間になりましたら右の二次元コードからご確認ください。

【問合せ】川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」

電話 0120-95-3087 事業サイト <https://cs-kawasaki.com/>

※本事業は、川崎市からパーソルテンプスタッフ(株)*が委託を受けて実施いたします。

*分社化に伴い、10月からパーソルビジネスプロセスデザイン株式会社に社名変更

【所管】川崎市 経済労働局 労働雇用部 電話 044-200-2276 メール 28roudou@city.kawasaki.jp



▲
キャリアサポート
かわさき
ウェブサイト

世界メンタルヘルスデーについて

世界精神保健連盟が、1992年から、メンタルヘルス問題に関する世間の意識を高め、偏見をなくし、正しい知識を普及することを目的として、10月10日を「世界メンタルヘルスデー」と決めました。

その後、世界保健機関(WHO)も協賛し、正式な国際デー(国際記念日)とされています。

～こころの病気は誰でもかかりうる病気です～

近年、こころの病気は増えていて、生涯を通じて5人に1人がこころの病気にかかるともいわれています。こころの病気は特別な人がかかるものではなく、ストレスなどが積み重なることがきっかけとなって、かかってしまうことがあるように、誰でもかかる可能性があるのです。眠れない、気分が沈む状態が続いてしまうなど、人によって症状はさまざまです。

そのため、こころの調子をくずしてしまった場合は、ひとりで抱え込まずに家族や友人など、身近な人に相談しましょう。身近な人には相談しづらい場合や、相談できる人が周りにいない場合は、こころの相談窓口などに、あなたの不安やつらい気持ちを伝えてください。



◀こころの情報サイト

(国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 作成)

主な相談先

「こころの健康統一ダイヤル」厚生労働省	電話 0570-064-556
「いのちの電話」日本いのちの電話連盟	電話 0570-783-556
「24 時間子供 SOS ダイヤル」文部科学省	電話 0120-0-78310

詳細は、厚生労働省電話相談ウェブページをご確認ください。



▲
厚生労働省
電話相談
ウェブページ

神奈川県かながわ労働センター川崎支所からのお知らせ

「労働相談強化期間」特別労働相談会

神奈川県では、10月、11月を「労働相談強化期間」とし、職場でおきているトラブルの解決促進に向け、弁護士による特別労働相談会を開催します。

- 日 時** 令和6年10月10日（木） 13時30分～16時30分
相 談 弁護士労働相談 4コマ（電話予約制・無料）
会 場 神奈川県かながわ労働センター川崎支所 リンクス溝の口1階
 川崎市高津区溝口1-6-12（JR武蔵溝ノ口駅、東急溝の口駅から徒歩約5分）

中小企業労務管理セミナー 職場のハラスメント対策～最近の動向とカスハラについて～

ハラスメントは、個人としての人格・尊厳を不当に傷つける人権侵害行為であるだけでなく、労働者の能力発揮を妨げることにもつながります。また、ハラスメント事案への対応により、人材損失や社会的評価の悪化にもつながる場合もあることから、企業におけるハラスメント対策の重要性は高まっています。

今回のセミナーでは、企業の各種ハラスメント事案に精通した弁護士が、最近の動向や、昨今社会問題となっているカスタマーハラスメント（カスハラ）事案について、事例を交えて実務的な視点から解説します。

- 日 時** 令和6年11月1日（金） 14時～16時
会 場 川崎市産業振興会館9階 第3研修室
 川崎市幸区堀川町66-20（JR川崎駅、京急川崎駅から徒歩約8分）
講 師 弁護士 友永 隆太 氏（杜若経営法律事務所）
定 員 40名（申込先着順） 企業経営者、人事労務担当者、その他関心のある方向け
受講料 無料
申 込 下のホームページからお申し込みください。

特定課題講座 テレワークの「マル」と「バツ」～QOLの向上と過重労働・労働時間をめぐる問題～

多くの企業でテレワークを導入するなど、ライフスタイルに合わせた柔軟な働き方が求められる一方で、テレワーク中の過重労働も問題になってきています。これらについて労働者としてどう対応するか、労働組合としてどう取り組むべきか解説します。

- 日 時** 令和6年12月5日（木） 18時～20時
会 場 てくのかわさき（川崎市生活文化会館）2階 てくのホール
 川崎市高津区溝口1-6-10（JR武蔵溝ノ口駅、東急溝の口駅から徒歩約5分）
講 師 弁護士 笠置 裕亮 氏（横浜法律事務所）
定 員 30名（申込先着順） 労働組合の役員、労働者、テーマに関心のある方向け
受講料 無料
申 込 下のホームページからお申し込みください。

【申込み・問合せ】 神奈川県かながわ労働センター川崎支所 電話 044-833-3141
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jg5/cnt/f7615/>



「ろうきょうオンラインセミナー」(全6回)を開催します

～労働者協同組合の活用法から労協設立後の実務まで学べる!～

厚生労働省は、令和6年度の9月から2月にかけて、全6回の「ろうきょうオンラインセミナー」を開催します。労働者協同組合（略称「ろうきょう」※）については、令和4年10月の法人制度スタート後、荒廃山林を整備したキャンプ場の経営、葬祭業、成年後見支援、家事代行、給食づくり、高齢者介護など様々な事業が行われており、多様な事業分野で新しい働き方を実現しています。

「ろうきょうオンラインセミナー」では、各回テーマを変えて、労働者協同組合の活用法から、事業計画・収支計画のポイント、労働者協同組合の設立手順や設立後の実務等を解説いたします。さらに、活動中の労働者協同組合による事例紹介を通じて、各団体における取組内容や組織運営にあたって工夫している点等をお伝えします。詳細は、以下の開催概要や特設サイト等をご参照ください。

※労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする法人制度

第1回セミナー（終了）

令和6年9月28日(土) 14時～16時

テーマ 「地域づくりを仕事にしたい! ろうきょうの活用法[入門編]」

解説 日本労働者協同組合連合会理事 玉木 信博 氏

第2回セミナー

令和6年10月23日(水) 14時～16時

テーマ 「事業計画・収支計画のポイント(出資金の考え方など)」

解説 ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン代表 藤井 恵里 氏

第3回セミナー

令和6年11月23日(土) 14時～16時

テーマ 「労働者協同組合の労務管理(労働契約・就業規則等のポイント)」

解説 有限会社人事・労務 ヘッドES コンサルタント 金野 美香 氏

第4回セミナー

令和6年12月18日(水) 14時～16時

テーマ 「労働者協同組合の設立手順・法人格取得の流れ」

解説 日本労働者協同組合連合会労協法業務室 富澤 一樹 氏

第5回セミナー

令和7年1月18日(土) 14時～16時

テーマ 「労働者協同組合の設立後の実務・意見反映」

解説 日本労働者協同組合連合会理事長 古村 伸宏 氏

日本労働者協同組合連合会労協法業務室 富澤 一樹 氏

第6回セミナー

令和7年2月12日(水) 14時～16時

テーマ 「労働者協同組合のコンプライアンス」

解説 日本労働者協同組合連合会顧問 青竹 豊 氏

<全6回共通>

実施方法 オンラインにて実施。当日の参加URLは、申込み後ご案内します。

参加費 無料(事前の参加申込みが必要です。)

その他 詳細は、厚生労働省特設サイト「知りたい! 労働者協同組合法」からご確認ください。

中央ろうきん
LINE 公式アカウント

ぜひ「お友だち登録」をお願いします!

お役立ち情報やキャンペーン情報
などをお届けしています♪



「お友だち登録」方法

二次元コードから

LINEの友だち追加画面で下記「二次元コード」を読み取り、追加ボタンをタップして登録。



or

友だち検索から

LINEアプリホーム画面の「検索窓」に、「中央ろうきん」と入力して検索し、追加ボタンをタップして登録。

【アカウント名】

中央ろうきん

or

ID検索から

LINEの友だち追加画面で「検索」を選択のうえ「@chuorokin」と入力して検索し、追加ボタンをタップして登録。

【ID】

@chuorokin

広告

お問合せは
〈中央ろうきん〉川崎支店 TEL:044-244-8331 中原支店 TEL:044-733-0161 川崎南支店 TEL:044-277-8211

2024年8月1日現在

10月は「年次有給休暇取得促進月間」です！

年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

働く人のワーク・ライフ・バランスの実現のためには、企業等が自社の状況や課題を踏まえ、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを継続して行っていくことが重要です。そのための取組として「年次有給休暇の計画的付与制度」や、「時間単位の年次有給休暇制度」の導入があげられます。

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

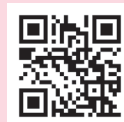
年5日の年次有給休暇を確実に取得しましょう。

全ての企業において、年10日以上
の年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要です。

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者のさまざまな事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

詳しくは、下の二次元コードからご確認ください。



働き方・休み方改善
ポータルサイト



年次有給休暇取得促進
特設サイト

【問合せ】 神奈川労働局 雇用環境・均等部 企画課 電話 045-211-7357



中小企業退職金共済事業本部からのお知らせ

働く皆様に安心を。



で退職金。

「中退共」は中小企業のための
国の退職金制度です。

毎年10月は加入促進強化月間です。

- ① 国の退職金制度！
掛金の一部を国が助成します。
- ② 外部積立型でラクラク管理！
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク！
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。



詳しくはホームページ
をご覧ください。

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

障害者のテレワーク雇用を推進する企業向け相談窓口を開設しました

厚生労働省は、ICTを活用した障害者のテレワーク雇用を推進するため、個別具体的な課題の解決に向けたサポートを行う企業向け相談窓口を開設しました。

テレワークは、障害者の多様な働き方のひとつであり、自宅でも働くことができる機会として大きな可能性があるとともに、企業の方にとっても、全国から優秀な人材を確保することができるというメリットがあります。こうしたことを踏まえ、厚生労働省では、障害者雇用におけるテレワークの導入に向けた手順等について説明する企業向けセミナーや、個別企業の課題に応じた相談支援等を実施しています。

令和6年度においては、令和5年度に引き続き、障害者をテレワークで雇用することを検討している企業等を対象に、より気軽にご相談いただくことができる窓口を開設しました。テレワーク導入について、まだ情報収集中である、相談事項が明確になっていないといった状況であっても、経験豊富な専門アドバイザーが、他社事例の紹介や課題整理に向けた支援等を行い、受け入れ前から採用、その後の定着まで各段階においてサポートします。

詳細は、厚生労働省「障害者テレワーク雇用の相談窓口特設サイト」をご確認ください。



●障害者テレワーク雇用の相談窓口●

即採用、即活躍。障害者テレワーク雇用で企業の採用課題解決へ。

人材確保や生産性向上に悩む企業の皆さま、障害者テレワーク雇用を検討してみませんか？多様な人材を柔軟な働き方で雇用し、活躍いただくための支援体制の構築を行います。

1社あたり最大5回無料で オーダーメイドサポートを実施中

障害者のテレワーク雇用を検討・導入している企業を対象に、個別具体的な各課題の解決に向けたサポートを全5回※、無料で実施します。丁寧なヒアリングをもとに、“そもそも貴社の課題をテレワークで解消できるか？”からご提案させていただきます。

※サポートを受けて障害者のテレワーク雇用を導入した場合、追加で最大2回の支援を実施します。



業務構築から採用、定着・活躍支援まで一貫してサポートします！

受け入れ前支援

- ✓ 障害理解(合理的配慮)促進
- ✓ テレワーク／障害者雇用枠での制度設計
- ✓ テレワークに必要なハード／ソフトの準備

採用支援

- ✓ 採用計画の策定
- ✓ 業務構築
- ✓ 求人作成
- ✓ 採用チャネルの選定
- ✓ 選考・見極め

定着・活躍支援

- ✓ 体調の把握・管理
- ✓ コミュニケーション
- ✓ 緊急時の対応
- ✓ 勤怠／業務進捗の管理
- ✓ 支援機関との連携

伴走型だから
採用後も安心♪

【問合せ】 株式会社D&I障害者テレワーク雇用推進室(令和6年度厚生労働省委託事業 委託先)
電話 03-4213-7222 受付時間 平日9時～16時(年末年始を除く)
メール support@twp.mhlw.go.jp



令和6年10月

I-1 労働市場（神奈川県、川崎市）

* 7月の神奈川県の有効求人倍率は、0.93倍で前年同月に比べ0.01ポイント上回りました。

* 7月の川崎市内の有効求人倍率は、0.75倍で前年同月に比べ0.1ポイント下回りました。

年月	項目	有効求人数 (a)				有効求職者数 (b)				有効求人倍率 (a/b)			
		川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県
令和3年度平均		8,517	6,279	14,796	89,478	8,112	13,502	21,614	112,132	1.05	0.47	0.68	0.80
令和4年度平均		9,484	7,296	16,780	97,506	7,633	12,587	20,220	108,800	1.24	0.58	0.83	0.90
令和5年度平均		9,390	7,273	16,664	98,258	7,565	12,045	19,610	107,997	1.24	0.60	0.85	0.91
令和6年 2月		9,230	7,425	16,665	101,543	7,420	11,624	19,044	105,297	1.24	0.64	0.87	0.90
3月		9,392	7,490	16,882	102,008	7,527	11,778	19,305	107,566	1.25	0.64	0.87	0.93
4月		9,199	6,996	16,195	95,999	8,326	13,027	21,353	113,650	1.10	0.54	0.76	0.92
5月		9,176	7,181	16,357	96,078	8,506	13,404	21,910	116,226	1.08	0.54	0.75	0.92
6月		8,961	6,985	15,946	97,633	8,425	13,202	21,627	114,631	1.06	0.53	0.74	0.93
7月		8,741	7,156	15,897	99,790	8,260	12,890	21,150	111,857	1.06	0.56	0.75	0.93
資料出所		川崎・川崎北公共職業安定所「統計月報」、神奈川労働局職業安定部「労働市場月報」											

(注) 労働市場は新規卒卒者を除き、パートタイマーを含んだ数値で、県有効求人倍率の月別、及び年度平均は季節調整値である。

(※神奈川労働局では毎年、新季節指数を適用し前年度の数値を一部改訂しています。)

また、南部(川崎公共職業安定所)の数値には川崎区・幸区のほかに、横浜市鶴見区を含んでいます。

I-2 労働市場（全国）

* 7月の完全失業者数は188万人、完全失業率は2.7%となりました。一方、有効求人倍率は1.24倍で、前年同月に比べ0.06ポイント下回りました。

年月	項目	完全失業者 (全国)		完全失業率 (%)	有効求人倍率
		万人	前年比	全国	全国
令和3年平均		193	1.0	2.8	1.13
令和4年平均		179	-7.2	2.6	1.28
令和5年平均		178	-0.6	2.6	1.31
令和6年 2月		177	3.0	2.6	1.26
3月		185	-8.0	2.6	1.28
4月		193	3.0	2.6	1.26
5月		193	5.0	2.6	1.24
6月		181	2.0	2.5	1.23
7月		188	5.0	2.7	1.24
資料出所		総務省統計局「労働力調査」 厚生労働省「一般職業紹介状況」			

(注) 全国の完全失業率、有効求人倍率の月別、及び年平均は季節調整値。ただし、完全失業者数は月別、年平均ともに原数値。

II 業種別労働災害発生状況

* 令和6年1月から7月の労働災害発生状況は、前年比72件減の563件となりました。

業種	区分	当年累計	前年同期累計	前年同期対比	
				件数	前年比 (%)
製造業		69 (1)	61 (0)	8	13.1
建設業		51 (0)	58 (2)	-7	-12.1
運輸業		102 (0)	117 (0)	-15	-12.8
その他		341 (0)	399 (1)	-58	-14.5
総計		563 (1)	635 (3)	-72	-11.3
資料出所		神奈川労働局 (川崎南・川崎北労働基準監督署)			

(注) 件数は休業4日以上死傷、(数字)は死亡者数。

死亡件数は把握時、休業件数は死傷病報告により集計。

III 関連指標（全国、神奈川県、川崎市）

* 7月の川崎市消費者物価指数は、107.2となり、前年同月に比べ2.5ポイント上回りました。

P：速報値

年月	項目	常用労働者賃金 (円)		総実労働時間数 (時間)		所定外労働時間 (時間)		消費者物価指数				鉱工業生産指数		倒産状況		
		県	全国	県	全国	県	全国	川崎市	前年比	全国	前年比	県	全国	川崎市	県	全国
令和3年平均		370,372	368,450	136.5	142.3	11.4	11.6	99.4	-0.6	99.8	-0.2	106.7	105.4	4	30	503
令和4年平均		367,534	379,498	137.2	143.3	11.6	12.2	101.5	2.1	102.3	2.5	110.3	105.4	5	34	536
令和5年平均		386,313	386,640	137.8	143.8	12.4	12.1	104.5	3.0	105.6	3.3	111.3	104.0	6	43	724
令和6年 2月		324,019	313,408	135.6	139.7	12.9	11.7	106.0	2.7	106.9	2.9	107.4	97.4	10	45	712
3月		334,433	339,957	137.5	141.9	13.1	12.2	106.2	2.7	107.2	2.8	124.4	101.7	9	43	906
4月		347,037	330,504	142.7	147.5	12.5	12.2	106.6	2.3	107.7	2.6	106.1	100.8	10	53	783
5月		341,050	334,010	140.8	143.6	13.0	11.5	106.9	2.7	108.1	3.0	106.0	104.4	4	40	1,009
6月		610,164	602,589	140.7	145.6	12.2	11.6	106.8	2.6	108.2	3.0	P105.6	100.0	7	43	820
7月			P459,648		P148.1		P11.8	107.2	2.5	108.6	2.9		P102.8	8	44	953
資料出所		県：統計センター「毎月勤労統計地方調査」 全国：厚生労働省「毎月勤労統計調査」					全国・市：総務省統計局「消費者物価指数」				県：統計センター「工業生産指数月報」 全国：経済産業省「鉱工業生産動向」		市、県：金融課「神奈川県内企業倒産整理状況」 全国：東京商工リサーチ「企業倒産状況」			

(注1) 鉱工業生産指数は令和2年を100とする。月別は季節調整値で、年平均は原指数である。また、県数値は製造工業の数値である。

(注2) 消費者物価指数は令和2年を100とする。

(注3) 倒産状況は負債総額1,000万円以上の件数で、年平均は合計件数とする。

【主要労働経済指標の数値について】 過去の数値については、新季節調整値による有効求人倍率の遡及変更など、後に変更や訂正が入ることがありますので、資料出所のホームページ等をご確認くださいようお願いいたします。

労働基準法では、時間外、深夜、休日に労働をさせた場合には、割増賃金を支払うことを義務付けています。この割増賃金は、派遣社員、契約社員、アルバイト等の雇用形態に関わらず、すべての労働者に適用されます。今回は、割増賃金に関連する相談事例を3例ご紹介します。

割増賃金は、どのような時に支払いが必要となりますか。

労働基準法第32条では、法定労働時間を、原則1日8時間以内、1週間40時間以内と定めています。また、毎週少なくとも1日、あるいは4週間を通じて4日以上法定休日を与えることも義務付けています(労働基準法第35条)。法定労働時間を超えて労働者を働かせる場合、または、法定休日に働かせる場合は、あらかじめ「時間外・休日労働に関する協定」を締結し、労働基準監督署に届け出ることが必要となります(労働基準法第36条)。時間外、深夜、休日に労働をさせた場合には、通常の賃金に一定率以上割り増しをして、賃金を支払わなければなりません(労働基準法第37条)。具体的な割増率は、以下の通りです。

- ・時間外労働(法定労働時間を超える労働)
⇒割増率：25%以上(1か月60時間超の時間外労働については50%以上)
 - ・深夜労働(22時から5時までの労働)
⇒割増率：25%以上
 - ・時間外労働+深夜労働
⇒割増率：50%以上(1か月60時間超の時間外労働+深夜労働は75%以上)
 - ・休日労働(1週1日または4週4日の法定休日の労働)
⇒割増率：35%以上
 - ・休日労働+深夜労働
⇒割増率：60%以上
- ※休日労働が時間外労働にあたる時間帯に及んでも、あくまでも『休日労働』であるため、割増率は35%となります(60%にはなりません。)

遅刻をしてきた従業員がその日に残業をした場合も、時間外労働に対する割増賃金の支払いが必要ですか。

労働基準法で、時間外労働の割増賃金の支払いを義務付けているのは、「実働」で法定労働時間を超える労働です。従って、遅刻した従業員に対しては、その日の業務開始時間以降の実働時間で、法定労働時間を超えた部分についてのみ、割増賃金を支払うこととなります。

土日休みの週休2日制で、日曜日を法定休日としています。土日両方働かせた場合、土日両方に対して35%増の休日労働手当の支払いが必要ですか。

休日労働手当の支払いが必要となるのは、1週1日または4週4日の『法定休日』に労働させた場合に限られます。従って、このケースでは日曜日の実働時間に対して35%の割増賃金の支払いが必要となります。土曜日は、法定休日労働にはあたりませんので、35%の割増は不要ですが、1週間の法定労働時間(40時間)を超えて働かせている場合には、時間外労働の割増賃金(25%)が必要となります。

川崎市では労働相談を実施しています。詳しくは川崎市労働相談案内ページをご確認ください▶▶



編集後記

厳しい暑さにも終わりが見えてきました。食欲の秋、読書の秋、スポーツの秋など、秋は魅力的なものであふれています。秋から冬にかけて、焼き芋をよく見かけます。これまであまり食べる機会がなかったのですが、広告で見かけて購入してみたところ、とても美味しくて、私の現在のトレンドです。食べてばかりも良くないと思い、最近はジョギングも始めました。頬をなでる秋風が心地よく、気持ちよく走っています。食べた分は運動することで、より健康的な生活ができていると思います。皆さまにとっての秋はどんな秋でしょうか。

最低賃金は
暮らしの
支えです!!

最低賃金

使用者も
労働者も

必ず
チェック!!!

神奈川県最低賃金

令和6年
10月1日から

50円
UP

1,162円 時間額

◇神奈川県最低賃金は、県内で働く常用・臨時・パート・アルバイト等すべての労働者に適用され、使用者はこの金額以上を支払わなければならない。

確認の方法は？

確認したい賃金^(※1)を時間額にして、
最低賃金額(時間額)と比較してみましょう。

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合	時間給 円	≧	最低賃金額(時間額) 円
2 日給の場合	日給 円	÷	1日の平均所定労働時間 時間
		=	時間額 円
		≧	最低賃金額(時間額) 円
3 月給の場合	月給 円	÷	1か月の平均所定労働時間 時間
		=	時間額 円
		≧	最低賃金額(時間額) 円
4 上記 1, 2, 3 が 組み合わせられている場合	例えば、基本給が日給で 各手当(職務手当など)が 月給の場合 ① 基本給(日給)→ 2 の計算で時間額を出す ② 各手当(月給)→ 3 の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)		

(※1)最低賃金額との比較にあたって次の賃金は参入しません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の賃金(休日割増賃金など)⑤10時~17時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

(※2)詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは、神奈川県労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善助成金などの、最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業については、
厚生労働省ウェブページをご確認ください。



【問合せ】 神奈川県労働局 労働基準部 賃金室 (電話 045-211-7354) または、最寄りの労働基準監督署

かわさき 労働情報

Kawasaki Labor Information

第2166号 令和6年10月1日発行

編集・発行 川崎市経済労働局労働雇用部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-3653 FAX 044-200-3598

メール 28roudou@city.kawasaki.jp

労働情報の発送につきましてはメール便でお送りしておりますので、郵便局への届出では転送することができません。そのため、転居先不明による返送が増えております。ご転居される際には、編集・発行者まで、電話・FAX・メールのいずれかの方法にてご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。